

処 分 基 準

平成 6 年 9 月 28 日 作成

法 令 名：道路交法
根 拠 条 項：第58条の4
処 分 の 概 要：過積載車両に係る指示
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 「過積載を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないときとは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果としてその車両について過積載が行われたと認められるような場合であり、具体的には、 <ul style="list-style-type: none">・使用者が運転者に対し過積載をすることを誘発するような行為をしていた場合・同一の車両について過積載走行が繰り返されたような場合・同一の使用者の管理の下にある複数の車両について過積載が行われたような場合 などである。
問 い 合 せ 先：交通部交通指導課指導取締り係
備 考：

別添

過積載運転行為に係る自動車の使用制限命令の処分量定

使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数により評価し、原則として、次表に定める前歴の回数及び点数に達した場合に、それに応じた欄に該当する期間とする。

前歴 の 回数	違反行為関係 累計点数 車種等	2点又は	4点又は	6点から	9点以上
		3点	5点	8点	
なし	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
1回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
2回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
3回 以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日